

「令和8年度 愛川町ウォーターPPP導入可能性調査業務委託」

公募型プロポーザル実施要領

愛川町

建設部 下水道課

「令和8年度 愛川町ウォーターP P P導入可能性調査業務委託」  
公募型プロポーザル実施要領

1. 主旨

この要領は、標記業務に係る企画提案を求め、各種提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の目的

令和8年度愛川町ウォーターP P P導入可能性調査業務委託（以下、「本業務」という。）は、愛川町の下水道事業における持続可能な事業運営及び効率的な維持管理体制の構築を図るため、ウォーターP P P導入の可能性について検討することを目的とする。

なお、本業務の具体的な成果物に関しては、本業務仕様書記載のとおり。

3. 本プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

本業務は、ウォーターP P Pの導入判断に大きく影響するものであり、優先交渉権者の特定にあたっては、民間の高度な専門知識や技術能力、十分な実績などを活用した優れた提案を幅広く受ける必要があることから、本プロポーザル方式によるものとする。

4. 委託業務名称

令和8年度 愛川町ウォーターP P P導入可能性調査業務委託

5. 業務内容

- ・本業務標準仕様書及び特記仕様書を参照

6. 提案限度額

金 10,538,000円

※取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約規模を示すためのものである。

7. 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする。

8. 参加条件

本プロポーザルへの参加を行うことのできるものは、次の（1）から（5）の全ての条件を満たすものとする。

なお、提出された書類に虚偽があった場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本業務の開札日（見積り合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者
  - ④ 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
  - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
  - ⑥ 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。又は、参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
  - ⑦ 事業協同組合等が参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加申込をすることはできない。
- (2) かながわ電子入札共同システムにより、愛川町の入札参加資格を有し、資格者名簿「コンサル（下水道）」で認定されている者であること。
- (3) 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の特定までの間に、愛川町指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 公租、公課を滞納していないこと。

## 9. プロポーザル主要スケジュール

内 容	日 程
告示	令和8年4月28日(火)
プロポーザル関係資料(仕様書等)の配布	令和8年4月28日(火)～ 令和8年5月21日(木) 17時00分
参加申込書の提出期限	令和8年5月22日(金) 17時00分
参加資格確認結果通知	令和8年5月26日(火)
質問書の受付期限	令和8年5月29日(金) 17時00分
質問書の回答	令和8年6月 2日(火)
提案書等の提出期限	令和8年6月 9日(火) 17時00分
プレゼンテーションの実施	令和8年6月16日(火) 予定
審査結果通知	令和8年6月23日(火) 頃
契約の締結及び結果の公表	令和8年6月30日(火) 頃
業務の開始	令和8年7月上旬

### 10. 事業担当課(本プロポーザルに関する問い合わせ先)

愛川町役場 建設部 下水道課 工務班  
〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1  
電話 046-285-6946(直通)

### 11. プロポーザル関係資料の配布

令和8年4月28日(火)～令和8年5月21日(木)の間に愛川町ホームページからダウンロードしてください。

※「愛川町ホームページ」→「しごと・産業」→「入札・契約」→「プロポーザル関係」内の該当案件を選択後、ダウンロードしてください。

### 12. プロポーザルへの参加申込書の提出

#### (1) 参加申込書類

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、令和8年5月22日(金)17時00分までに、参加申込書類を事業担当課まで提出してください。※郵送の場合は、令和8年5月22日(金)までに事業担当課に到着するように発送してください。

《参加申込書類》

- ① 公募型プロポーザル参加申込書(第1号様式)
- ② 会社概要書(第2号様式)

#### (2) 参加資格確認結果通知

提出されたプロポーザル参加申込書類の内容に基づき、参加資格確認を行い、その結果について通知します。(第1-2号様式)

### 1 3. 仕様書等に関する質問・回答について

#### (1) 質問の受付期限

令和8年5月29日（金）17時00分まで

#### (2) 質問書の提出方法

指定の質問書（第4号様式）に記入の上、持参若しくは電子メールにより提出してください。

#### (3) 質問書の回答

令和8年6月2日（火）13時00分までに愛川町ホームページ内にて回答します。

#### (4) その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けません。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けません。

### 1 4. 提案書類の提出について

見積書及び提案書の先頭に、提案書類提出書（第5号様式）を添付してください。

#### (1) 提案書類について

① 提出部数 正本1部、副本（写し）6部

② 提出期間（期限）

令和8年6月9日（火）までの愛川町役場開庁日

8時30分から17時00分まで（ただし、正午から13時00分までを除く。）

直接、事務担当課 窓口書類をお持ちください。（郵送不可）

③ 提案書類の作成要領

ア 提案書類の表紙は提案書類（表紙）（第6号様式）を添付してください。

なお、参加者名（会社名等）は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用してください。

指定の様式以外での提案は失格となりますので、ご注意ください。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除きJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みしてください。

ウ 提案書類の綴りの順序は、次の順序としてください。

（ア）事業実績（第7号様式）

（イ）業務実績体制（第8号様式）

（ウ）企画提案内容書（目次）（第9号様式）

企画提案内容書（目次）に企画提案記載番号ごとに該当ページを記載してください。

## (エ) 企画提案内容

企画提案内容については、任意様式とし、評価基準表の企画提案記載番号の順序で作成すること。なお、作成にあたっては、各ページ右上に企画提案記載番号を記載し、企画提案内容書全体（表紙を除く）で文字サイズ10ポイント以上、両面20ページ以内とすること。

### 【企画提案内容の必要事項】

- (1) 業務実施方針
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務実施体制
- (4) 愛川町における下水道事業の現状及び課題とそれに対する対応策
- (5) 管理・更新一体マネジメント方式の要件に対する検討にあたっての留意事項の提案
- (6) 下水道事業での官民連携事業のスキーム及びVFM算定等導入効果検証における留意点及び検討方法
- (7) 地元企業を適切に活用する具体的な方針など参入以降調査の提案

エ 成果物については、本業務の遂行、完了にあたる成果物の具体的なイメージを記載すること。また、仕様書に記載のない独自のノウハウ（視覚的にイメージしやすいイラストや図面の作成）や提案があれば、積極的に記載すること。

## (2) 見積書等について

- ① 見積書（提案様式1）及び見積内訳書（提案様式2）正本1部、副本（写し）1部
- ② 提出期限及び提出場所は提案書類と同様とし、必ず提案書類と同時に提出してください。
- ③ 見積書、見積内訳書は、指定の様式を必ず使用してください。それ以外の様式による提出は失格となりますのでご注意ください。
- ④ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含みます。
- ⑤ 見積書記載の提案価格の上限額は、10,538,000円（税込み）とします。この上限額を超える見積書の価格評価は失格となります。

## (3) 提出書類の取扱い等

- ・ プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。
- ・ プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ・ 提案書類及び見積書等の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。
- ・ 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、町がその写しを作成し、使用することがあります。
- ・ 提出した提案書類は、当該業務の受注業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱うことがあります。
- ・ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、見積書記載の価格が契約金額となります。

## 15. 審査

(1) 審査は、参加者によるプレゼンテーション（令和8年6月16日（火）予定）を実施し、「令和8年度 愛川町ウォーターPPP導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき、提出された提案書類及び企画提案内容の実現性を確認したうえで、提案書類及び見積書の各評価項目の審査で得られた評価点の最も高い提案者を本委託業務の最優秀候補者として選定します。

なお、本プロポーザルに参加したものが1者であっても、本プロポーザルは成立するものとし、その場合に、参加した事業所が300点を超えた場合には、最優秀候補者の要件を満たすものとしします。

※最も評価点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。

- ① 提案内容評価の評価点が高い者
- ② 提案内容評価の独自の提案の評価点が高い者
- ③ 見積書の価格が低い者

(2) 審査方法は、別に定める評価基準により行います。

(3) 提案種類の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

## 16. 審査結果等の通知及び公表

(1) 審査結果は、すべての参加者に通知します。

(2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。

- ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
- ② 次点以下の参加者の評価点
- ③ その他必要な事項

## 17. 業務委託契約の締結等

(1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。

(2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の評価点が上位の参加者から契約締結に向けた協議を行います。

なお、評価点が高点の者が複数ある場合は、15. 審査（1）に準じ決定します。

## 18. プロポーザル参加者の指名取り消し及び失格等

(1) プロポーザル参加者として認められた者が、契約締結までの間に愛川町指名停止等措置要綱に基づく指名停止の処分を受けることとなった場合は、その認定の取り消し、又は、失格とします。

(2) プロポーザル参加者として認められた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(3) プロポーザル参加者として認められた者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を事業担当課まで届け出なければならないものとします。

なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

#### 19. 提案等の無効及び辞退

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、提案は無効、又は失格とします。

- ① 参加資格のない者が行った提案
- ② 提案書類等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③ 記載事項が不明なもの又は提案書類提出書に記名押印が無いもの
- ④ 提案書類が不足しているとき
- ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
- ⑥ 提案書類受付締切日までに提案されない、又は到着しないとき
- ⑦ その他、本町の指示した事項に違反したとき

(2) 本プロポーザルへの参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年6月9日（火）まで（平日開庁日の8時30分から17時00分まで）に「辞退届（第3号様式）」を事業担当課へ事前連絡の上、提出してください。なお、提案書類提出後の辞退はできないものとします。

#### 20. その他

(1) 優先交渉権者特定の後、詳細仕様の協議を行い必要な訂正・追加・削除を行い確定させ、同者と契約書の取り交わしをもって契約成立とします。

また、企画提案時の条件が全て仕様に反映されるとは限らないこと、本件仕様書に含まれないものであっても、業務上必要と考えられる作業事項については、その条件等の変更の可能性のあることに留意してください。